

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第1号

答申番号：令和5年度答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

処分庁名護市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は理由がないから棄却されるべきとの審査庁名護市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審理手続における審査請求人の主張

審査請求人の主張

- (1) 審査・収入申告を怠ったとあるが、その事実は全く無い。
- (2) 通帳記載の返済に依らず、手渡しで返済した為、収入申告を怠ったとして法第78条を適用した事は誤り（不適法）である。
- (3) 自身の経歴や職業歴等が配慮されていないこと、本市職員の対応に関すること及び生活保護制度等についても納得ができない。

2 審理手続における処分庁の主張

- (1) 審査請求人は、審査請求書で収入申告を怠った事実はないと主張しているが、保護開始した令和3年7月6日から資産申告による通帳の写しを確認する令和4年6月14日までの間、一度も援助金を得たとの申告を行っていない。
- (2) 審査請求人は、審査請求書で通帳記載の返済に依らず、手渡しで返済したと主張しているが、令和4年9月16日、審査請求人宅を訪問し面談を行った際、知人からの援助金について、知人より返済を求めない旨の申出があるものについては、返済していないとの申告があった。手渡しでの返済について、理由書の提出を求めたが、応じなかった。
- (3) 法第61条では保護受給中の全ての収入の申告義務が定められており、審査請求人より生活保護法第61条に基づく収入の申告についての確認書を受理している。
これまで審査請求人に対し生活保護のしおりやリーフレットを用いて、収入申告の義務について度々説明を行い、審査請求人は収入申告の義務について理解しており、また、海邦銀行、ゆうちょ銀行の写しから、審査請求人が援助金を得たことは明らかであり、審査請求人も援助金収入について認めている。
- (4) 法第8条では、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度に行うとしており、審査請求人が援助金の申告を行わなかったことによ

り、審査請求人の保護費に過支給が生じた。

生活保護手帳別冊問答集2022では、保護費の過支給が生じた場合や、不当に受給した場合の取り扱いについて、法第63条による返還又は法第78条による徴収の適用が示されており、収入申告を速やかに行わなかったことについてやむを得ない理由がないときや、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じない場合等は、法第78条を適用するとしている。

審査請求人は収入申告の義務について理解しており、当該援助金を申告しなかったやむを得ない理由はなく、また、当該援助金収入発覚後、審査請求人に対し理由書の提出を求めたが、審査請求人は応じなかった。

よって、審査請求人が援助金を申告しなかったことによって生じた保護費の過支給額について、法第78条を適用し全額徴収するとした本件処分は妥当である。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 生活保護法

ア 法第4条第1項

生活保護法による保護（以下「保護」という。）について、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、保護の補足性を規定している。

イ 法第8条

① 保護は、厚生労働省大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする規定している。

② 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならないと規定している。

ウ 法第9条

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものと規定している。

エ 法第61条

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないと規定している。

オ 法第78条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができると規定している。

(2) 名護市福祉事務所長への事務委任

名護市長は、法第19条第4項の委任規定を受けた名護市福祉事務所長事務委任

規則（昭和47年規則第11号）により、法第24条から第28条まで、第30条から第37条まで、第48条第4項、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条から第78条まで、第80条並びに第81条の規定により市長が実施する各事務について、名護市福祉事務所長に委任している。

2 審査・収入申告を怠ったとあるが、その事実は全く無いについて

(1) 審査請求人は、生活保護の申請時において処分庁の職員により「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」で収入申告の義務について説明を受け、かつ、理解した旨の署名を行っている。

また、処分庁の職員は、生活保護のしおりやリーフレットを用いて、収入申告の義務について度々説明を行っていることから、審査請求人が当該義務について十分に把握できたものと認めることができる。

(2) 審査請求人が処分庁に提出した預貯金通帳の写しから援助金（251,000円）と当該援助金に対する返金（229,000円）があったことは明らかである。

(3) 審査請求人は、上記援助金251,000円と返金229,000円の差額22,000円について通帳記載の返済に依らず、手渡しで返済したことを理由に申告する必要がある旨を主張するが、処分庁は申告しない理由書を提出するよう助言を行っているが、審査請求人から理由書又は証憑資料の提出はなく、また、審査請求人が知人より返済を求めない旨の申出があるものについては、返済していないと発言していることから、当該返金が証明できない限り、差額金額分が援助金収入とされることについては合理性がある。

(4) 審査請求人は、反論書や口頭意見陳述において、自身の経歴や職業歴等が配慮されていないこと、本市職員の対応に関すること及び生活保護制度等についても納得できないことを主張するが、法第61条では、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」とされ、生活保護受給者の経歴等を考慮しなければならない規定は存在していないことから、現に援助収入がある限り、当該主張が申告を行わない理由とはなりえず、処分庁が法61条の規定に基づく申告がなされていない収入があるとして法第78条を適用したことについて、違法は認められない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

上記に係る部分以外の審査請求人の主張については、本件処分の決定に至った事実は何らかかわりがないものであるため、審査対象とならない。

第4 調査審議の経過

調査審議の経過

令和5年4月24日 審査庁から諮問書を受領

令和5年6月15日 第1回審議

令和5年7月21日 審査請求人による口頭意見陳述の実施及び第2回審議

令和5年9月11日 第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理員の審理手続について

| | |
|------------|-------------------------|
| 令和4年12月20日 | 処分庁による生活保護費徴収決定処分 |
| 令和5年1月13日 | 審査請求人から審査請求書を受理 |
| 令和5年1月19日 | 審査庁が審理員を指名（同日、審理関係人に通知） |
| 令和5年1月23日 | 処分庁へ審査請求書の送付及び弁明書の提出依頼 |
| 令和5年2月10日 | 処分庁から弁明書を受理 |
| 令和5年2月14日 | 審査請求人へ弁明書の送付及び反論書の提出依頼 |
| 令和5年3月8日 | 審査請求人から反論書を受理 |
| 令和5年3月29日 | 口頭意見陳述を開催 |
| 令和5年4月10日 | 審理関係人へ審理手続終結の通知 |
| 令和5年4月17日 | 審査庁へ審理員意見書を提出 |

以上の審理員の審理手続については、特段違法又は不当とみられる点は見当たらない。

2 審査会の判断について

審査会は、審理員意見書の内容のうち、審査請求人の預貯金通帳の写しから明らかとなっている援助金251,000円と返金229,000円の差額22,000円について、「審査請求人が手渡しで返済したこと」を示す資料の存在の有無を中心に検討した。

しかしながら、令和5年7月21日、審査請求人による口頭意見陳述を実施したが、審査請求人からは当該事実を示す新たな供述や資料は提出されなかった。

したがって、審理員の意見書のとおり、処分庁の決定は、法令の基準に従い行ったものであり、適法である。

よって、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当であると判断する。

3 以上のことから、上記第1のとおり判断する。

名護市行政不服審査会

会長 島田 考人

委員 儀保 唯

委員 島袋 達志